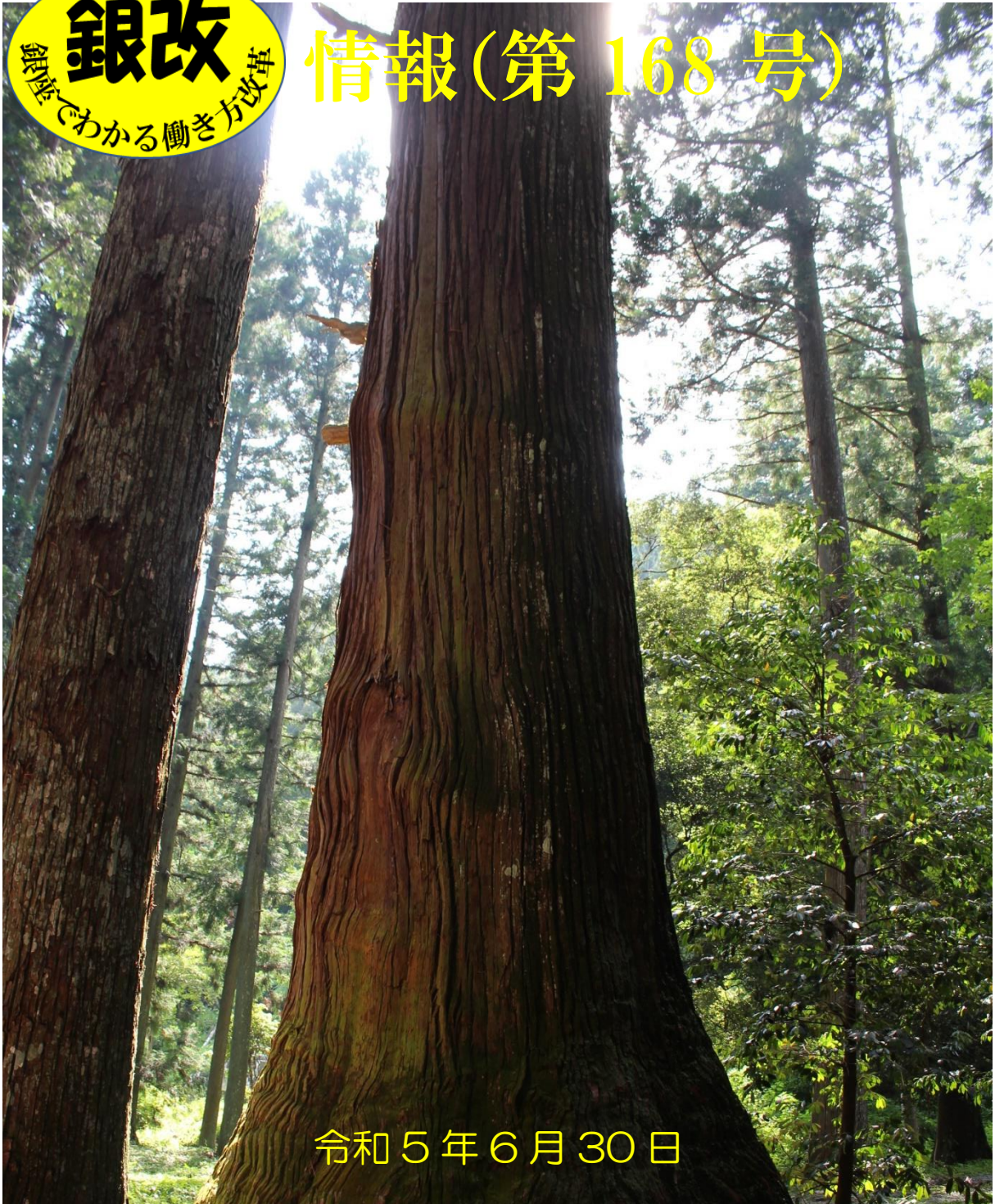




情報(第168号)



令和5年6月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

宇佐八幡宮のスギ巨樹群 (岩国市錦町宇佐) : 高さ約 60m、樹齢約 900 年と推定される

企業の奨学金返還支援への対応

前号では、周南市が今年度創設した「未来人材奨学金返還支援事業」を紹介したところです。

今号は、その続きとして、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」※といいます）の「企業の奨学金返還支援（代理返還）」への対応について解説します。

「教育は国家百年の大計」とも言われ、優秀な人材こそが国家・企業の未来を決めるといってよく、その意味で奨学金制度はそれを支えています。

※《<https://www.jasso.go.jp/index.html>》



1 奨学金制度の概要

支援機構の奨学金として、国内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院で学ぶ人を対象としたものがあります。

大きく、給付奨学金（返済不要）と貸与奨学金（返済必要）とがあります。

給付奨学金	授業料等の免除・減額と給付型奨学金をセットで受けることができます。 そのため、第一種奨学金貸与が制限され、第二種奨学金は、希望する額を利用できます。
貸与奨学金	第一種奨学金（無利子）と、第二種奨学金（有利子）があります。これらと併せて入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金（利子付）が利用できます。

2 奨学金の返還方式

第一種奨学金と、第二種奨学金とで異なります。

第一種奨学金 （右を選択）	定額返還方式：貸与総額に応じて月々の返還額が算出され、返還完了まで定額で返還する制度です。
	所得連動返還方式：前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。毎年所得に応じて返還月額が変わるため、返還期間は定まりません。
第二種奨学金	割賦方法に応じた返還回数により元利均等で返還します。 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合で、貸与期間終了月が同じ場合、両方の合計額を貸与総額（借用金額）として試算した返還回数により割賦金を計算します。

3 奨学金返還支援（代理返還）

支援機構では、将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、文部科学省と協議のうえ、各企業で実施している奨学金返還支援（代理返還）について、一定の条件の下で直接受け付けることとしています。

具体的には、貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた労働者に

対し、企業から返還額の一部又は全部を支援機構に直接送金することによります。

4 企業が代理返還するときの法制度

法令事項として、企業から支援機構へ直接送金することによる所得税等の関係は以下のとおりです。

(1) 所得税

返還者にとって、企業が直接支援機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。学資に充てるため給付される金品に該当するときは非課税の学資金と取扱いするとの理屈によります。

(2) 法人税

企業側では、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることができとされます。

(3) 社会保険料等

奨学金返還支援（代理返還）による返還金は、原則として報酬に含めません。労働保険料も同様と解されます。ただし、企業が負担する返還金相当額を賃金として支給し、当該金額を控除する仕組みとする場合は、企業が直接返還するときでも両保険料の対象となります。

(4) 代理返還の民法上の解釈

民法上の代位弁済として、例えば、債務者の返還額を保証人が弁済したときは、当該保証人は、債務者に対して求償権を取得します。

企業が使用人に代わって奨学金を返還したときに、従業員に対してその返還額を求償権することは想定してないとのことです。

5 対応企業の利益

代理返還では、支援機構の「企業の返還支援であるスカラK I とのシステムを利用して行うため、企業がそれに対応する必要があります。

この代理返還制度を利用又は利用予定の企業名及び返還支援要件等の情報を支援機構HPに掲載するほか、大学等に紹介がされますので、人材確保に有効となりますし、採用労働者の定着化に寄与するといえます。

6 会社制度として運用

代理返還に対応する場合、採用した労働者との個別取扱いとして運用することは可能と考えられます。

しかしながら、採用労働者間の公平性を確保すること、求人においてこの制度採用を行っていることを宣言するためには、就業規則・賃金規程に定めておくことが必要です。

採用後は、しっかりと指導・育成を行っていくことが必要です。